



—奈良市を、人とペットがずっといっしょに暮らす街に—

犬猫パートナーシップ店制度 スタートです！

犬猫の殺処分ゼロを目指し、市が定める認定基準を満たした犬猫等販売業者を認定する、**「犬猫パートナーシップ店制度」**を**6月6日（水）**にスタートします。

初の認定店

1	マルエスペットはんな店	菅原町19番地7
2	マルエスペット富雄店	石木町100-1

趣旨に賛同していただき、認定を希望する店舗を今後も募っていきます。

概要

この制度は、認定基準を満たした販売がなされることで、飼い主の適正飼育等を推進する全国でこれまで例のない取組みで、**福岡市**と奈良市のみが実施しています。（福岡市は平成30年4月3日からスタート済）

主な認定基準

- ①終生飼育を誓約すること
万が一飼えなくなった場合は、新たな飼い主を必ず自分で探していただきます
- ②**マイクロチップ**を装着した犬猫のみを販売すること
- ③顧客に保健所の譲渡制度についてお伝えいただくこと

犬猫の「命」を尊重するための基準を満たしたペットショップを認定し、犬猫の適正な飼い方が市民に広く伝わることを願っています。



ロゴマーク

主な基準3つに加え5つの基準があり、計8つの基準により認定します。

認定基準		効果
1	飼い主への販売時、以下の項目を誓約していただいた上で販売すること ①飼育可能な住宅に居住していること ②終生飼育すること ③万一飼えなくなった際は、必ず新たな飼い主を探すこと	適正飼育の推進
2	販売前に飼い主に対し、適正飼育や飼い主の責務についての講習を実施すること	遺棄の防止 飼い主への返還推進
3	マイクロチップを装着した犬猫のみを販売すること	
4	販売先の飼い主情報を、確実にマイクロチップデータベースに登録していただくこと	譲渡の機会拡大
5	奈良市の犬猫譲渡の広報に協力すること	不適切な 幼齢販売の防止
6	販売する犬猫の生年月日の表示に加え、50日齢となった日を併記すること	基本条件
7	関係法令を遵守すること	
8	市内に犬猫販売業の登録施設を有すること	

認定店取材に当たってのお願い

取材は、6月6日（水）以降にお願いします。

6月6日（水）は、「マルエスペットはんな店」のみとし、10:30～13:00の間でお願いします。

6月7日（木）以降に取材を予定される場合は、あらかじめ生活衛生課（0742-93-8395）にご連絡をお願いします。